

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県教育委員会  
委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第4条 [略] 2 [略] 3 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき教育長が任命する。 (1) <u>保健福祉部保健衛生課健康予防担当課長</u> (2)～(4) [略]	(組織) 第4条 [略] 2 [略] 3 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、職員団体の推薦に基づき教育長が任命する。 (1) <u>保健福祉部健康国保課健康予防担当課長</u> (2)～(4) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。